

首長の在任期間制限を条例に委ねる法改正の早期実現について

(案)

神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市の四県市は、首長の在任期間の制限について、これまでもアピールしてきたところであるが、地方の自主性・自立性を高めるとともに、地方政治改革を推進するため、本日、改めて、次のとおり意見を表明する。

首長の在任期間については、地方分権の基本的な考え方である各自治体の「自己決定・自己責任」の原則を尊重し、法律により一律に制限するのではなく、多選制限の是非や具体的な内容を条例に委ねる仕組みとするよう、関係法令を早急に改正すること。

平成25年10月　日

神奈川県知事	黒 岩 祐 治
横 浜 市 長	林 文 子
川 崎 市 長	阿 部 孝 夫
相 模 原 市 長	加 山 俊 夫